

(4) 直近の収支予算書及び収支決算書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(景観整備機構の指定の基準)

第20条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、次に掲げる基準に適合すると認められるときは、法第92条第1項の規定による指定をすることができるものとする。

(1) 法第93条各号に掲げる景観整備機構の業務を適正かつ確実に行うことができる事業執行体制及び経済的基礎を有すること。

(2) 業務内容が本市の景観行政の推進に資するものであること。

(景観整備機構の変更の届出)

第21条 法第92条第3項の規定による届出は、景観整備機構名称等変更届出書(様式第23号)を市長に提出することにより行わなければならない。

(景観整備機構の監督)

第22条 景観整備機構は、各会計年度の開始前までに当該年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出しなければならない。ただし、当該年度の開始前に提出することが困難であると市長が認めるときは、当該年度の開始後に提出することができる。

2 景観整備機構は、各会計年度の終了後速やかに、当該年度の事業報告書及び収支決算書を市長に提出しなければならない。

(審議会の会長及び副会長)

第23条 条例第29条第1項の和泉市景観審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第24条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長が選任されていない場合その